

事業主・労働者の皆様へ

無効な技能講習修了証 の回収にご協力ください。

平成 30 年 4 月 愛知労働局

「野崎潤一郎事務所」(平成 24 年 1 月 25 日登録取消し) で発行された玉掛け技能講習修了証について、その全てが法令で定められた講習の全部又は一部を行わずに発行されたものであることが明らかとなりました。

このため、当該機関で発行された玉掛け技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を用いて、玉掛けの業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法違反として処罰されることがあります。

つきましては、貴事業所(建設工事現場、構内の関係請負人を含む。)の労働者が所持する玉掛け技能講習修了証の発行機関を確認し、発行機関が「野崎潤一郎事務所」の場合は、該当労働者の玉掛けの業務への就業を禁止し、愛知労働局又は最寄りの労働基準監督署へ連絡してください。

無効となる技能講習修了証

- 玉掛け技能講習修了証 (すべて)

対象となる登録教習機関

- 登録教習機関名 野崎潤一郎事務所
代表者 野崎潤一郎

- 連絡先又は回収先

愛知労働局 労働基準部 安全課

TEL052-972-0255 FAX052-972-8574

名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館